

議第 1 1 号

高山市農業委員会に関する条例について

高山市農業委員会に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い高山市農業委員会の委員等の定数を定めるため制定しようとする。

高山市農業委員会に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき、高山市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する農業委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する農地利用最適化推進委員の定数は、45人とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、農業委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第4項の規定は、平成29年7月20日から施行する。

(高山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 高山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(平成16年高山市条例第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員の項 (略)		高山市職員の旅 費に関する条例 (昭和37年高 山市条例第21	教育委員会委員の項 (略)		高山市職員の旅 費に関する条例 (昭和37年高 山市条例第21
農業委員会 会長	月額 33,500円		農業委員会 会長	月額 39,500円	

農業委員会 会長の職務 代理者	月額 <u>26,000 円</u>	号。以下「旅費 条例」という。） に規定する市長 等の旅費額に相 当する額
農業委員会 委員	月額 <u>21,200 円</u>	
介護認定審査会会長か らスポーツ推進委員ま でに係る部分 (略)		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参 与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ず る者までに係る部分 (略)		

農業委員会 会長の職務 代理者	月額 <u>32,000 円</u>	号。以下「旅費 条例」という。） に規定する市長 等の旅費額に相 当する額
農業委員会 委員	月額 <u>27,200 円</u>	
<u>農地利用最 適化推進委 員</u>	月額 <u>22,200 円</u>	
介護認定審査会会長か らスポーツ推進委員ま でに係る部分 (略)		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参 与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ず る者までに係る部分 (略)		